

概要書面

①会社様(A)

特定商取引に関する法律第42条及び省令の規定に基づき、下記の内容について説明いたします。この内容は重要ですので本書及び裏面の条項を十分読み理解して頂く様お願い致します。

特定継続的役務申込契約者（以下、甲とする）に特定継続的役務提供会社（以下、乙とする）は次の通り契約について説明した。

1. 役務提供期間

20年月～20年月の年間

契約の契約料金とする。

2. 入会金 玉

原則として契約時に現金にて支払う。

家庭教師またはネット家庭教師授業料（税込単価）

指導時間	90分授業	()分授業
週回		

実際に受講した役務分を支払う。上記以外の回数、授業時間は変動する場合もあり、別途協議の上決定するものとする。

支払時期／月極め該当する月の月末最終解習日、または毎月()日。
支払方法／担当する家庭教師に現金にて支払い、または口座引落とし。

3. 提供する役務の内容／家庭教師またはネット家庭教師による学習指導対象及び指導内容／当社指定の教材を使用し上記対象科目を指導
指導日時／原則として月曜から金曜の17時から21時の間（但し当社休業日を除く）
指導時間／原則として1回の指導時間は、90分、又は()分

4. 役務提供に伴い購入する必要のある関連商品とその概算費用及び支払方法

関連商品

商品名	学年	数量	価格

※上記は一例です。別途契約書・明細書等を必ずご確認下さい。

確認者記入欄(甲)

氏名	印
（ ）	—
住所	

特定継続的役務提供会社(乙)… 住所・電話番号・氏名または名称・代表者氏名

記入年月日 20年月日

甲の乙に対する当該契約の契約解除に関する事項(クーリング・オフ)

①契約書面を受領した日を含む8日間は、書面により無条件に売買契約又は役務提供契約の解除を行うことができます。

②クーリング・オフによる契約解除（役務提供契約及び関連商品の売買契約）は、当該契約解除に係る書面を発した時に効力を生じます。

③クーリング・オフにより契約解除（役務提供契約及び関連商品の売買契約）した場合、損害賠償又は違約金の支払は発生しません。

④クーリング・オフした場合、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供されても当該役務提供契約に係る役務の対価等の支払は発生しません。

⑤クーリング・オフした場合、当該役務提供契約及び売買契約に関連して金銭を受領している時は、速やかに全額返還します。

⑥クーリング・オフした場合、当該関連商品の販売に係る契約の解除も出来ます。

⑦当該関連商品の契約解除があった場合において、商品の引渡しが完了していても引き取りに要する費用は乙の負担となります。

⑧クーリング・オフに関して不実のことを告げられて誤認し又は威迫され困惑してクーリング・オフをしなかった時は、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクーリング・オフできます。

その他

販売店名… 住所・電話番号・氏名または名称・代代表氏名

担当者()

A-28